長崎県外来医療計画の概要

1. 計画の目的

- 外来医療については、無床診療所の開設状況が都市部に偏っている、救急医療体制やグループ診療等の医療機関間の連携が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられている等の状況にあると指摘されている。
- こうした状況に対応するため、医療法の一部が改正され、都道府県は、医療計画の一部として外来医療計画を策定することとされた。
- ・外来医療計画は、地域における外来医療に関する現状及び課題を関係者で共有することによって、地域の実情に応じた外来医療提供体制の確保に向けた取組の推進を目指すものである。

2. 計画の性格

・医療法第30条の4第1項に基づき都道府県が定める医療計画(※)の一部として新たに策定

※医療計画

県の医療政策推進の基本方針(総合計画及び福祉保健総合計画の医療部門計画)

3. 計画の期間

令和2年度から令和5年度までの4年間

4. 外来医療計画のポイント

(1)外来医療に関する情報発信

新規開業者の自主的な行動変容を促すため、地域ごとの外来医療機能の情報を 整理し計画へ盛り込む

- ①外来医療に関する客観的な指標として、医師数等に基づく「外来医師偏在指標」を設定
- ②「外来医師偏在指標」に基づく「外来医師多数区域(※)」の設定※外来医師多数区域

外来医師偏在指標の値が全国の二次医療圏 (335)の中で上位 1/3 に該当する二次医療圏 (外来医師偏在指標及び外来医師多数区域)

	二次医療圏	外来医師偏在指標	全国順位	外来医師多数区域
長	崎	154.2	4	該当
佐	世保県北	98.4	157	
県	央	122.9	42	該当
県	南	108.3	91	該当
五	ŝ	114.8	65	該当
上	五島	90.2	227	
壱	岐	127.5	34	該当
対	馬	109.6	88	該当

③外来医師多数区域における新規開業者に求める外来医療機能を公表

(2)外来医療に係る医療提供体制の確保について協議を行う場の設置

二次医療圏ごとに、地域の外来医療機能の現状と課題について協議を行う場を設置(地域医療構想調整会議を活用)

5. 計画の内容

※国が示す「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」に基づき作成

- (1) 基本的事項
 - ・計画の位置づけ
 - 外来医師偏在指標
- (2) 長崎県の現状
- (3) 圏域ごとの外来医療提供体制
 - 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
 - 医療資源(医療施設、医師)の状況
 - ・地域の外来医療体制の検討(初期救急医療提供体制、在宅医療提供体制、産業医・学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療提供体制 等)
 - 充実が必要な外来医療
- (4) 医療機器の効率的な活用
 - 医療機器の配置状況に関する指標、保有状況等に関する情報
 - 医療機器の共同利用の方針

6. 計画策定の体制

• 長崎県医療審議会 医療法に基づき、計画を諮問・答申

• 長崎県保健医療対策協議会 外来医療に関する県全体に共通する事項につ

いて協議

• 地域医療構想調整会議 外来医療に関する協議の場として地域(二次医

療圏)の外来医療提供体制について協議

7. 策定スケジュール

- (1) 令和元年8月~11月
 - 長崎県保健医療対策協議会、各圏域の地域医療構想調整会議等にて協議
- (2) 令和2年1月~2月
 - ・パブリックコメント、関係団体への意見照会
 - 長崎県保健医療対策協議会、各圏域の地域医療構想調整会議等にて協議
- (3) 令和2年3月
 - 長崎県医療審議会への諮問・答申
 - 計画策定(策定日:令和2年3月31日)